

企画総務委員会

令和7年2月17日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

送付7-1 千代田区内のオーバーツーリズムへの緊急かつ抜本的な対策を求める陳情書

送付7-2 陳情書 万世橋区民館ジョイントマット常設の件

送付7-3 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情

2 報告事項

【地域振興部】

(1) 令和7年国勢調査の実施について 【資料】

【政策経営部】

(1) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備について 【資料】

(2) 令和7年度組織整備案について 【資料】

(3) 千代田区手数料に関する規定整備について 【資料】

(4) 財産の取得について 【資料】

(5) 富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について 【資料】

(6) 特定任期付職員採用制度の導入について 【資料】

(7) 職員の勤務時間・休暇制度の見直しについて 【資料】

(8) 住居手当等の支給対象拡大について 【資料】

(9) 失業者の退職手当の見直しについて 【資料】

(10) 雉子橋補修補強工事について 【資料】

【選挙管理委員会事務局】

(1) 千代田区長選挙・千代田区議会議員補欠選挙について 【資料】

3 その他

企画総務委員会 送付7-1

千代田区内のオーバーツーリズムへの緊急かつ抜本的な対策を求める陳情書

受付年月日 令和7年1月22日

陳情者 提出者 1名

2025年1月16日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

氏名：
住所：
TEL：

千代田区内のオーバーツーリズムへの緊急かつ抜本的な対策を求める陳情書

記

平素より、区議会議員の皆様並びに区職員の皆様には、千代田区の行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

私は約3年前から千代田区内の秋葉原駅・神田駅から徒歩10分以内の場所に居住しております。しかし、ここ1年ほどでオーバーツーリズムの問題が顕著化し、大半の区議会議員の皆様並びに区職員の皆様のご想像以上に深刻な状況に陥っています。この状況により、私は千代田区に引っ越してきたことを後悔するほど、日々うんざりしています。千代田区の行政に失望し、他の自治体にふるさと納税をした区民の方々の気持ちが今なら良く分かります。

具体的には、街中や公共交通機関の混雑、ゴミのポイ捨て・路上喫煙・客引きの増加、公共サービスへのアクセスの制限などです。特にひどい状況を以下に挙げます。

・秋葉原駅の電気街改札に行くと、構内で迷い立ち止まる人、右側通行する人、スーツケースなどの大量の荷物を持つ人などで混雑し、押し合いへし合いが発生しており、スムーズに前進することが困難な状況です。

・秋葉原駅・神田駅周辺では、ゴミのポイ捨て・路上喫煙・客引きが至るところで見られます。金曜日・土曜日の夜9～10時ぐらいは特にひどい有様です。

・インフルエンザの流行の影響もあるかと思いますが、2024年12月16日から2025年1月15日までの31日間で14回にわたり救急車ひっ迫アラートが発令されています。

今後、千代田区内の企業が昨今の世界的なトレンドに基づき出社回帰を進め、またさらに多くの観光客が千代田区を訪れるとなると、現在すでに限界に近い状況が一層悪化することは目に見えています。

そこで、以下のような対策をご検討いただきたく、陳情いたします。

・千代田区独自の宿泊税の導入あるいは都への現行の宿泊税の大幅増額の働きかけ
先日、京都市が宿泊税の引き上げを決めました。最高税率は宿泊料金の10%になります。千代田区で宿泊料金の3%の宿泊税を導入すると、年間30億円程度の税収が生まれると試算されます。※

・禁止行為への対応強化および環境整備

千代田区におかれましては、違反行為に対して厳しい措置を講じる旨の情報発信を行うとともに、違反行為の根本的な原因を解消するために、街中へのゴミ箱の設置、無料喫煙所の増設、客引き行為に関する誓約書の提出義務化や過料の導入などの具体的かつ実効性のある対策を講じていただきますようお願いいたします。

・区内の人流を分散させる施策の実施

恐らく大半の区議会議員の皆様並びに区職員の皆様は、オーバーツーリズムの問題があまり深刻ではない九段下周辺でご活動されているものと思います。そうした場所へ人流を分散させるために、観光施設などの建設をご検討いただけますようお願いいたします。



※ 令和6年3月31日現在、千代田区には旅館・ホテルが133施設あり、客室数は17,361室あります。東京ホテル会加盟のホテルの2024年12月の稼働率は87.8%、平均単価は19,028円でした。 $17,361\text{室} \times 87.8\% \times 19,028\text{円} \times 365\text{日} \times 3\% \approx 31.76\text{億円}$

以上

(参考)

東京都主税局「宿泊税」

(URL: <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>)

東京都主税局「宿泊税 20年間の実績と今後のあり方」

(URL: <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2023/data/20230619-2.pdf>)

東京都福祉局「令和5年度 年報（福祉・衛生行政統計）14 環境衛生」

(URL: https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/05-14_kankyoueisei-1-pdf)

東京ホテル会「2024年12月 東京ホテル会 報告」

(URL: <https://www.neomount.co.jp/hotel/report/20250109.html>)

NHK「京都市『宿泊税』の上限1泊1万円に引き上げる方針」

(URL: <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250114/k10014693291000.html>)

千代田区「Xアカウント（救急車で検索）」

(URL: https://x.com/chiyoda_city)

千代田区「『秋葉原の安全・安心を考える』Xユーザーオンラインミーティングを開催」

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/koho/pressrelease/r6/r612/20241217-2.html>)

企画総務委員会 送付7-2

陳情書 万世橋区民館ジョイントマット常設の件

受付年月日 令和7年1月24日

陳情者	提出者	2名
	署名者	12名 (令和7年1月30日受付)
	計	14名

陳情書入力フォーム(法人・団体用)

陳 情 書

2025年1月24日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

件 名 万世橋区民館ジョイントマット常設の件

陳情法人・団体

代表者 氏名

住所①(法人、その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)

〒

住所②(陳情代表者の住民登録地)

〒

電話

理 由 別紙のとおり

- (注意) ※ 1 [] を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



旧万世橋区民館の和室で合気道の稽古を行っていましたが、新万世橋区民館が竣工した際、7階の和室を利用することが可能になりました。

しかし、その和室は畳と板場が組み合わさった構造であったため、稽古に適さず、またジョイントマットの設置もなかったため、和泉橋区民館の和室を利用することになりました。和泉橋区民館では、ケガ防止と畳を傷つけないよう、当団体がジョイントマット(1㎡サイズ×50枚)を購入し、和室に保管していただいで使用してきました。しかし、昨年和泉橋区民館が大規模修繕に入ることとなり、区民館所長同士の話し合いにより、修繕期間中はジョイントマットを万世橋区民館に移動し、万世橋区民館の和室を利用することになりました。

約1年間、新万世橋区民館で稽古を行った結果、小中学生を含め、千代田区在住・在学の会員が大幅に増加しました。しかし先日、和泉橋区民館の修繕が完了したことを理由に、再び和泉橋区民館へ戻るよう指示されました。

さらに、和泉橋区民館の和室には既に他団体の荷物が保管されており、当団体のジョイントマットを置くスペースがないとのことでした。

当団体としては、万世橋区民館にジョイントマットを寄付し、そのまま使用して稽古を継続したいと考えています。また、ウレタン製のジョイントマットは稽古時だけでなく、災害時には防寒対策としても有効であるため、万世橋区民館において引き続き設置・利用することを強く希望いたします。

企画総務委員会 送付7-3

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情

受付年月日 令和7年1月31日

陳情者 提出者 1名
署名者 1団体

陳 情 書

2025年1月31日

千代田区議会議長 秋 谷 こうき 様

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情

陳情

住所

電話

理由

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓を義務付けており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていません。

しかし、夫婦が同姓にならないければ婚姻できない、とすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制限するものです。また、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成する」（1988年2月16日最高裁判決）ため、「氏名の変更を強制されない自由」もまた、人格権の重要な一内容として憲法第13条によって保障されます。民法第750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制限するものであり、憲法第13条に反します。

また、同姓・別姓いずれの夫婦となるかは個人の生き方に関わる問題です。現行法上、夫婦別姓を希望する人は信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できず、婚姻の法的効果も享受できません。このような差別的取扱いは合理的根拠に基づくものとは言えず、民法第750条は憲法第14条の「法の下での平等」にも反します。

加えて、憲法第24条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」として、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨を反映した、婚姻における人格的自律権の尊重と両性の平等を定めています。これに対し、民法第750条は、婚姻に「両性の合意」以外の要件を不当に加重し、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課す



のです。新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が改姓している実態に鑑みれば、民法第750条は、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものであり、憲法第24条にも反します。

国際的には、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）でも、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされています。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、2003年7月、2009年8月及び2016年3月の三度にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告しています。国際人権（自由権）規約委員会は、2022年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念を表明しました。世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務付けている国は、日本のほかには見当たりません。

1996年には、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しています。最高裁判所は、2015年12月16日の判決や2021年6月23日の決定で民法第750条を合憲としましたが、これらの判断は、同制度の導入を否定したのではなく、夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したものです。

近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されています。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されています。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしています。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できません。

国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきです。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもあります。

以上の理由から、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと考えます。

そこで、別紙意見書を採択していただきたく陳情をいたしました。

(別紙)

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

2025年(令和7年) 月 日

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿
参議院議長 関 口 昌 一 殿
内閣総理大臣 石 破 茂 殿
法務大臣 鈴 木 馨 祐 殿
内閣官房長官 林 芳 正 殿

千代田区議会

議長 秋谷 こうき

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権や憲法に関わる問題であり、国際社会からも女性差別撤廃条約・自由権規約に反するとの指摘を受けている。とりわけ、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、2003年7月以降4回にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告しているところである。

政府は旧姓の通称使用拡大の取組を進めているが、旧姓の通称使用を拡大しても、例えば金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難を避けられないなどの限界があり、内閣府も7項目に及ぶ旧姓の通称使用の限界についてまとめている(2021年9月30日開催の男女共同参画会議第3回計画実行・監視専門調査会配布資料参照)。また、経済団体・労働団体等の各種団体からも「通称使用は企業にとってビジネス上のリスクである」などの意見が述べられており、経団連が2024年に会員企業の女性役員を対象に行った調査でも、「旧姓の通称使用」が可能な場合でも、何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」とした者の割合が88%にのぼっている。

この問題の根本的な解決のためには、国会で夫婦の姓に関する制度に選択肢を設ける必要があるが、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、選択的夫婦別姓制度の導入などを含む民法の一部を改正する法律案要綱が答申されてから既に四半世紀以上が経過しているにもかかわらず、国会での議論は依然として進んでいない。

よって、国に対し、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会を実現するとの観点を踏まえ、選択的夫婦別姓制度の法制化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年国勢調査の実施について

1 調査の概要

- (1)調査期日:令和7年10月1日
- (2)調査の対象:外国人を含む日本国内に常住する全ての人及び世帯
- (3)調査の目的:人口・世帯の実態を把握し、行政施策などの基礎資料を得る
- (4)調査の手法:総務大臣によって任命された調査員が調査書類を配布し、オンライン、郵送、調査員への提出により回答を回収

2 スケジュール

- (1)令和6年度
2月:連合町会長会議で、町会員の協力について依頼
- (2)令和7年度(予定)
4月:各町会長へ、調査員候補者の推薦依頼
9月:調査員・指導員への説明会を開催(~9/19)
各世帯への調査書類配布を開始(9/20~)
10月:調査票の回収、督促、区への提出

3 調査体制 440名

- (1)町会推薦:330名
- (2)登録調査員:80名
- (3)管理人等:30名

4 調査員報酬(担当調査区の世帯数により変動あり)

- (1)1調査区 40,000円程度
- (2)2調査区 80,000円程度

5 公表時期

- (1)人口速報集計:令和8年5月末まで
- (2)確定人口及び世帯数:令和8年9月末まで

6 前回(令和2年)調査からの変更点

- (1)調査票を紙媒体で提出する場合に、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については調査員が記入する項目であったが、調査員の事務負担軽減、配布誤りを防ぐ観点から報告者自らが記入する項目に変更。
- (2)単身世帯や共働き世帯、オートロックマンションの増加に伴い、調査員の事務負担を軽減する観点から、何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、居住確認を行えた時点で、調査書類の配布を可能とする。
- (3)オンライン回答の積極的推進のため、QRコードを読み取ることで、ログインID・アクセスキーが自動入力される「QRコードダイレクトログイン機能」の実装。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備について

1 概要

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、関連する条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」とする規定整備を行う必要がある。

2 規定整備が必要な条例

- (1) 千代田区職員等公益通報条例
- (2) 千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例
- (3) 千代田区行政不服審査法施行条例
- (4) 職員の退職管理に関する条例
- (5) 職員の分限に関する条例
- (6) 職員の給与に関する条例
- (7) 職員の退職手当に関する条例
- (8) 千代田区プールの安全管理に関する条例
- (9) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

3 施行予定日

令和7年6月1日

令和 7 年度組織整備（案）について

- 1 令和 7 年度組織整備案
別紙「組織改正新旧対照表（令和 7 年度組織）（案）」参照
- 2 主な組織整備内容
 - （1）地域振興部
 - 喫緊の課題である物価高騰対策に係る事務を迅速かつ確実に執行するとともに、町会等地域コミュニティの活性化に向けた部内横断的な課題に対応するため、「コミュニティ政策担当課長」を設置する。
 - （2）環境まちづくり部
 - ウォーカブルなまちづくりに関する取組みについて一定程度の進捗があり、その取組みを発展させ、「千代田まちづくりプラットフォームのあり方」に基づくエリアマネジメントを推進するため、「ウォーカブル推進担当課長」を「エリアマネジメント推進担当課長」に再編する。

組織改正新旧対照表（令和7年度組織）（案）

別紙

現行
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 教育政策担当課長 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長 道路公園課 基盤整備計画担当課長 住宅課 千代田清掃事務所
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 ウォークアブル推進担当課長 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課 財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課
財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課 契約課 広報広聴課 災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局 次長

改正
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 教育政策担当課長 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 コミュニティ政策担当課長 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長 道路公園課 基盤整備計画担当課長 住宅課 千代田清掃事務所
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 エリアマネジメント推進担当課長 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課 財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課
財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課 契約課 広報広聴課 災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局 次長

千代田区手数料に関する規定整備について

1 経緯

- (1) 令和7年1月17日に施行された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」において、戸籍事項の無料証明につき記載があり、条例の定めるところにより戸籍証明書の無料交付を行うことができる旨定められた。
- (2) 令和7年4月1日から施行予定の「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」において、原則、全ての建築物の新築又は増改築について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられるとともに、「建築基準法」の改正により、建築確認検査や審査省略制度の対象が見直された。

2 主な改正内容

(1) 区民生活一般関係手数料

戸籍証明書の無料交付を行うことができるようにするため、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者を対象者に追加する。

(2) 建設関係手数料

- ①住宅のエネルギー消費性能への適合を確認する必要がある場合の評価方法の新設に伴い、審査手数料を設定する。
- ②建築物エネルギー消費性能基準の適合認定に係る審査手数料を廃止する。
- ③建築確認の申請に係る審査手数料の引上げを行う。
- ④その他項ずれが生じたため、所用の規定整備を行う。

3 施行予定日

- (1) 公布の日
- (2) 令和7年4月1日

財産の取得について

1 概要

旧区立外神田住宅は、老朽化が著しく耐震性に問題があることから早期解体に着手するため、区分所有者の権利を区が取得する。

2 これまでの経緯

○令和元年第4回定例会

補正予算（令和元年度第2号補正）で取得経費の予算計上（1,121,700千円）

議決後、権利者との仮契約締結に着手

○令和2年第1回定例会

仮契約締結済の11者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち11者分の財産取得について）

議決後、順次本契約を締結し権利を取得

○令和2年第3回定例会

仮契約締結済の3者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち3者分の財産取得について）

議決後、順次本契約を締結し権利を取得

○令和4年第4回定例会

仮契約締結済の1者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち1者分の財産取得について）

議決後、本契約を締結し権利を取得

○令和5年第4回定例会

仮契約締結済の1者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち1者分の財産取得について）

議決後、本契約を締結し権利を取得

○令和6年第1回定例会

仮契約締結済の1者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち1者分の財産取得について）

議決後、本契約締結に向け協議中

3 今後のスケジュール（予定）

その後に仮契約を締結した残りの区分所有者1者分の財産取得について、今後、議案を提出予定。

（取得予定財産：42.09㎡・51,895千円）

富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について

1 再開発事業の概要

(1) これまでの主な経緯

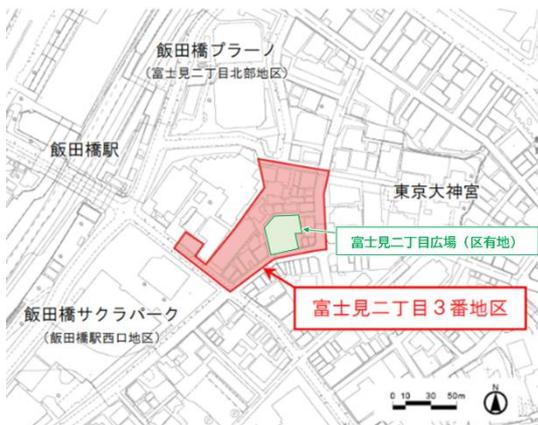
- 平成26年6月 富士見二丁目3番街区市街地再開発準備組合 設立
- 令和4年10月 都市計画決定（市街地再開発事業・再開発等促進区を定める地区計画）
- 令和6年8月 組合設立認可

(2) 事業計画の概要（予定）

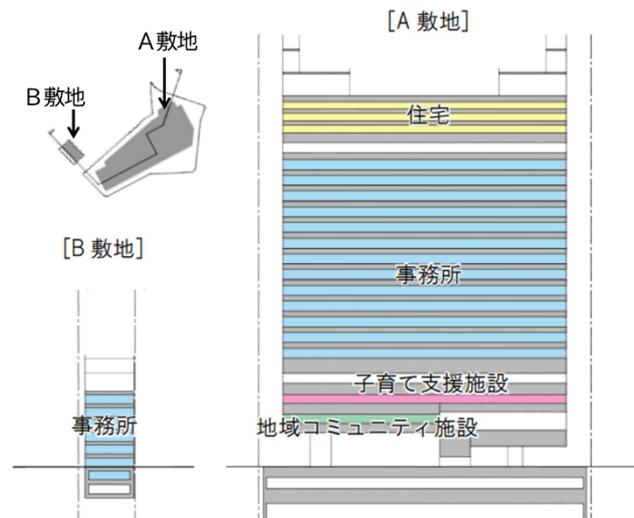
① 施設計画

	A敷地	B敷地
施行区域面積	約0.5ヘクタール	
建築敷地面積	約4,100㎡	約180㎡
建築面積	約2,800㎡	約135㎡
延べ面積	約45,000㎡	約1,200㎡
主要用途	事務所、住宅、店舗等	事務所等
建築物の高さ (階数)	約130m (地上21階地下2階)	約33.5m (地上6階地下2階)

【位置図】



【断面図】



※再開発組合提供資料を一部加工

② 今後のスケジュール

- 令和7年 権利変換計画認可
- 令和8年 建築工事着工
- 令和11年 建築工事竣工

2 富士見二丁目広場の閉鎖時期

(1) 広場の開設経緯

平成 21 年 12 月 旧富士見福祉会館 閉館

平成 22 年 3 月 旧富士見児童館 閉館

令和 2 年 2 月 暫定広場として開設

広場の概要

・面積 705.58 m²

・利用時間 9:00~17:00 ※4~9月は19:00まで



(2) 閉鎖日・周知方法（予定）

① 閉鎖日 令和 7 年 6 月 2 日（月）

② 周知方法 広報紙・ホームページ・広場現地の貼紙等で周知予定。

3 入居施設の検討状況

(1) 区有地等活用検討会における検討経過

令和 4 年 7 月 庁内需要調査の結果を踏まえ、地域包括支援センター等の設置を念頭に検討していく方向性を確認。

令和 5 年 1 月 区が取得する権利床として B 敷地建物全てと A 敷地建物の一部（地域コミュニティ施設部分）を取得する方向性を確認。

令和 6 年 9 月 庁内需要調査の結果を踏まえ、地域包括支援センターのほか、学童クラブの設置を念頭に検討していく方向性を確認。

令和 7 年 2 月 児童・家庭支援センター等の機能の移転先として、A 敷地建物の保留床（子育て支援施設部分）の取得も視野に検討を進めていく方向性を確認。

(2) 現時点の検討状況

① 権利床 … 地域包括支援センター、学童クラブの設置を中心に検討中。

② 保留床 … 児童・家庭支援センターや区の児童福祉施設等の課題解決に資する用途での活用候補地として検討中。

特定任期付職員採用制度の導入について

1 趣 旨

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を活用することにより、複雑・高度化する行政課題への対応を図るため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく特定任期付職員の採用制度を導入する必要がある。

2 特定任期付職員の概要

項 目		内 容
採用できる場合		高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合
任 期		5年を超えない範囲内 (採用した日から5年を超えない範囲内において任期の更新が可能)
職制上の段階		5級職以上
給 与	給料表	特定任期付職員給料表を適用する
	諸手当	一般職員と同じ(ただし、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び義務教育等教員特別手当は支給しない。)

3 一部改正を予定する条例

千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例

4 施行予定期日

令和7年4月1日

職員の勤務時間・休暇制度の見直しについて

1 趣旨

改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法(令和6年法律第42号)が令和7年4月1日付で施行されることに伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員を拡大するとともに、子の看護休暇の取得事由の拡大に伴う休暇名称を改めるほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等に関する規定を新設する。

2 概要

(1) 超過勤務制限の対象職員を拡大

超過勤務制限に係る請求の対象職員について、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員へと対象範囲を拡大する。

(2) 子の看護休暇の取得事由拡大に伴う当該休暇名称の変更

子の看護休暇を「子の看護等休暇」に改め、休暇の取得要件に子の入学式・卒園式等を追加する。

(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備

職員の介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知・請求等に対する意向確認・研修の実施・相談体制の整備等、任命権者の措置義務について、明記する。

3 一部改正を予定する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

4 施行期日

令和7年4月1日(一部公布日施行あり)

住居手当等の支給対象拡大について

1 趣旨

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、現在住居手当及び特地勤務手当の支給対象外としているが、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、また、国との均衡等を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る当該手当の取扱いを見直す必要がある。

2 概要

住居手当及び特地勤務手当について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を新たに支給対象に加える。

(参考)職員区分別住居手当及び特地勤務手当支給対象表

職員区分	～令和7年3月31日		令和7年4月1日～
一般職員	支給対象		支給対象
定年前再任用短時間勤務職員	支給対象外		支給対象
暫定再任用職員(フルタイム、短時間)	支給対象外		支給対象

3 一部改正を予定する条例

職員の給与に関する条例

4 施行予定期日

令和7年4月1日

失業者の退職手当の見直しについて

1 趣旨

雇用保険法(昭和49年法律第70号)の一部改正により、「就業手当」の廃止等、失業給付に係る改正が行われた。

これに伴い失業者の退職手当について見直す必要がある。

2 概要

条例に基づき退職手当が支給される区職員については、雇用保険法の適用対象外となるが、退職後失業しているときは、失業給付相当額が失業者の退職手当として支給される場合がある。

同法の改正にあわせ、就業促進手当に相当する失業者の退職手当支給の取扱い及び地域延長給付に相当する失業者の退職手当の暫定措置の期間を見直す。

3 一部改正を予定する条例

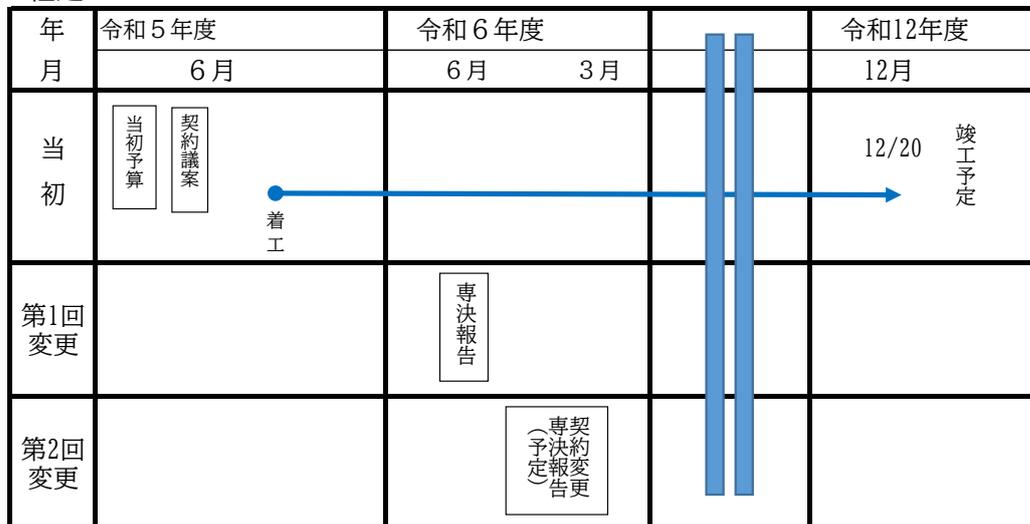
職員の退職手当に関する条例

4 施行予定期日

令和7年4月1日

雉子橋補修補強工事について

1. 経過



2. 契約日 令和5年7月12日

3. 契約の相手方 東洋建設株式会社 関東支店
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
常務執行役員支店長 館下 章

4. 契約見込金額	当初	3,825,800,000円	(令和5年2定議決)
	第1回	3,962,280,300円	(令和6年2定専決報告)
	増減額	136,480,300円	3.6% 増
	第2回	4,072,988,700円	(令和7年1定専決報告予定)
	増減額	110,708,400円	2.8% 増

5. 変更内容

- (1) スライド条項適用による増額
- (2) その他工種による増額

6. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和12年12月20日
第1回	工期変更なし
第2回	工期変更なし

千代田区長選挙・千代田区議会議員補欠選挙について

令和7年2月2日執行の千代田区長選挙・千代田区議会議員補欠選挙について、以下のとおり報告します。

1 投票者数・投票率等

(1) 千代田区長選挙

	当日有権者数	投票者数	投票率
男性	26,385 人	10,201 人	38.66%
女性	26,784 人	10,596 人	39.56%
合計	53,169 人	20,797 人	39.11%

(2) 千代田区議会議員補欠選挙

	当日有権者数	投票者数	投票率
男性	26,385 人	10,195 人	38.64%
女性	26,784 人	10,593 人	39.54%
合計	53,169 人	20,788 人	39.10%

2 ポスター掲示場の設置等にかかる作業日程

- ・1/8 作業スケジュール・体制表の受領
- ・1/13～16 掲示場設置作業(区職員による現地確認実施)
- ・1/16～17 事業者による点検(1回目)
- ・1/26 告示日
- ・1/27～28 事業者による点検(2回目)
- ・2/3～4 掲示場撤去作業

3 投票済証の配布状況

	配布数	投票者数(区長選)	配布率(区長選)
期日前	1,734 人	6,503 人	26.66%
当日	3,518 人	14,294 人	24.61%
合計	5,252 人	20,797 人	25.25%

※不在者投票者数は、当日に含む。

(参考)千代田区長選挙・千代田区議会議員補欠選挙における投票済証

<表面>



<裏面>

